

事務連絡
令和元年 9 月 2 日

会員各位

(一社) 熊本県警備業協会
専務理事 西橋 一裕

「警備業法施行規則」「警備員等の検定等に関する規則」「警備員教育を行う者等を定める規程」の改正及び公布について（第 2 報）

謹 啓

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素 当協会運営につきまして、格別なるご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

見出しの件につき、警察庁生活安全局長名で各県警等へ通達等が 4 通、発出されました。

通達等については、本協会ホームページに登載しております。

改正部分の解説等が記載されておりますので、ご確認頂きますようお願い申し上げます。

なお、これまで当協会に多くの質問が寄せられておりました現任教育につきましては、

令和元年度に既に実施済みの教育時間数については、改正後の教育時間数に計上できる

となっておりますので、既に前期の現任教育を実施済みである場合、本年度は残り 2 時間以上教育を行えばいいこととなりますので、付け加えてお知らせします。

謹 白